きらぼし海外レポート

2024 年 2 月号

きらぼし銀行　海外戦略部

CONTENTS

❒ タイ現地レポート　バンコク駐在員事務所　伊原
＜テーマ＞「JAPAN SELECTION FOOD STYLE～日本食品のタイ輸出」

❒ ベトナム現地レポート　KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM 石川
＜テーマ＞「ベトナムにおけるスマートフォン事情について」

❒ 中国コラム　北京博通行コンサルティング　福本　好成
＜テーマ＞「中国企業の国際規格って羊頭狗肉かも？」

❒ セミナー・イベントのご案内
「ベトナム企業経営者とのビジネス交流会」
主催：独立行政法人国際協力機構（JICA）
共催：ベトナム日本人材開発インスティチュート(VJCC)
後援：神奈川県、横浜市、公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）、きらぼし銀行

❒ きらぼし銀行の海外ビジネスサポートネットワーク

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

ータイ現地レポートー

「JAPAN SELECTION FOOD STYLE～日本食品のタイ輸出～」

2024 年 1 月 18 日から 3 日間わたり、バンコク中心部のクイーンシリキット国際会議場にて日本の食品や関連する工芸品、工業製品などを紹介する「JAPAN SELECTION FOOD STYLE」が開催されました。

○ 『農林水産物・食品のタイへの輸出』

日本からタイ向けの農林水産物・食品の輸出額は 506 億円（2022 年、財務省『貿易統計』）で、世界第 8 位、前年比 14.9%の伸びとなっています。その上位には中国（輸出額は 2,783 億円）、香港（同 2,086 億円）、アメリカ（同 1,936 億円）、台湾、ベトナムといった国が並んでいます。ここ数年で急激に輸出額が伸びてきたものとしては、牛肉、リキュール（梅酒等を含む）、清酒、イチゴなどの商品があります。

タイにおける日本食のレストランは 2023 年時点で 5,751 店（バンコク都 2,602 店、近郊 5 県 850 店、2,299 店、ジェトロ・バンコク事務所『2023 年度タイ国日本食レストラン調査』）と、ここ 4、5 年で、バンコク以外でも店舗数が拡大しており、こうした飲食店の増加も、タイ向け食品輸出の増加に関連していると考えられます。

○ 『JAPAN SELECTION FOOD STYLE』の様子

最初の 2 日間は現地のバイヤー、最終日は一般の来場者を対象に、ほぼすべてのブースで食品の実食や調理の実演が行われ、その場で商談や商品の購入（仕入れ）もできるということで、初開催のイベントにもかかわらず、50 社が出展、3,000 名以上が来場され、盛り上がりを見せておりました。会場内では複数の大型商談も決まり、展示会を運営する株式会社ディー・エム広告社としては来年以降も規模を拡大し、開催する予定とのことでした。

＜展示会の様子（運営事務局よりご提供）＞

○ 終わりに

バンコク首都圏には約 1,000 万人が暮らしており、一世帯当たりの所得は 27%が 30,000～50,000 バーツ（約 12～20 万円）、20%が 50,000 バーツ（約 20 万円）以上とされています（タイ国家統計局）。富裕層やアッパーミドル層の購買力は高く、魅力的な市場となっています。本展示会へのご出展を含め、タイ市場への輸出をご検討の際はぜひ当行の担当者までお声がけください。

バンコク駐在員事務所　伊原

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

ーベトナム現地レポートー

「ベトナムにおけるスマートフォン事情について」

今年から Kiraboshi Business Consulting Vietnam に着任しました、石川です。ベトナムに関する現地情報をお伝えして参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

ベトナム政府は、2025 年にデジタル・ガバメントを実現するための目標として、行政手続きの 100%をオンライン形式で提供することや、全ての国民がスマートフォン（スマホ）を所有し QR コードにひも付けられたデジタル ID を付与することなどを掲げました。今回はベトナムにおける、スマートフォン事情について、お伝え致します。

◆ *スマートフォン　基礎情報*

2023 年初頭までのベトナムのモバイル通信市場の加入者数は約 1 億 2600 万人です。ベトナムの携帯電話の桁数は 10 桁となり、通信会社によって番号のパターンが異なります。

また、携帯販売会社もベトナム国内の都市部には多数あり、店頭にて契約または購入することができます。オンラインでの取り扱い種類も豊富であり、充電器やスマホケースといった付属品
も、簡単に購入することができます。

機種では iPhone と Galaxy、OPPO の三種類が人気であり、価格帯（本体のみ）は、iPhone15 の 128GB で 21,690,000VND～（約 130,000 円）、Galaxy A54 の 128GB で 9,290,000VND～（約 56,000 円）です。

【スマホ販売会社】

【店内の様子】

◆ *ベトナムの主要 3 大携帯事業会社、通信環境について*

ベトナムには、ビッテル(Viettel)、ビナフォン(Vinaphone）、モビフォン(Mobifone)の 3 社の大手携帯電話会社があり、モバイル通信市場の約 96%を占めています。通信料金、通信スピード、SIM カード料金などは 3 社間でほとんど差はないといわれております。

通信環境については都市部であれば問題なく、速度も 4G でストレスなく利用することができます。街中では至る所に、Free Wi-Fi があるのでインターネットの利用で困ることもありません。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

◆ *終わりに*

今回はベトナムにおける、スマートフォン事情についてお伝えいたしました。ベトナムにおけるスマートフォン市場は世界中からの注目度が高まっており、ロシアの携帯電話・タブレット型端末メーカーである INOI 社は、ベトナム現地会社と戦略提携契約を締結し、ベトナム市場への本格参入を果たしました。スマートフォン市場は更なる発展の可能性を秘めており、今後の更なる業界の動向に注目したいと思います。

（1VND≒0.006 円）

以上

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.

石川

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

ー中国コラムー

「中国企業の国際規格って羊頭狗肉かも？」

第一章　はじめに

　皆さんはもちろん（ISO 9001）や（ISO 14001）などの国際規格のことはご存じのことと思います。ここで少し ISO の基本を復習しておきましょう。まず、ISO とは、スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称です。ISO の主な活動は国際的に通用する規格を制定することであり、ISO が制定した規格を ISO 規格といいます。ISO 規格は、国際的な取引をスムーズにするために、何らかの製品やサービスに関して「世界中で同じ品質、同じレベルのものを提供できるようにしましょう」という国際的な基準であり、制定や改訂は日本や中国などを含む世界 170 ヵ国（2023 年 12 月現在）の参加国の投票によって決まります。ちなみに中国も 1978 年に ISO に参加し、2008 年には ISO 常任理事国となっています。

　この ISO 規格には大きく分けて2つの種類が有ります。1つ目は「モノ規格」です。例えば　ネジ（ISO 68）といった ISO 規格が挙げられます。これらは製品そのものを対象とする規格です。2つ目は「マネジメントシステム規格」です。これは組織の品質活動や環境活動を管理するための仕組み（マネジメントシステム）の規格です。例えば　冒頭に述べたような品質マネジメントシステム（ISO 9001）や環境マネジメントシステム（ISO 14001）がこれにあたります。ちなみに、現在の中国企業の ISO 取得数は ISO 9001 を例にすると優に 30 万社を超えて世界一です。ISO 9001 は品質マネジメントシステムですので、言い換えれば多くの中国企業が世界レベルの品質マネジメントを実行することができており、品質も世界一安心できるレベルに到達していると言えます・・・・、と言えればいいのですが！

第二章　【羊頭狗肉】かもしれない

　さて、今回はちょっと高度なことわざ（四字熟語）を引用してみましょう。と言っても皆さんも学校で習ったことが有ると思いますが、このことわざは、店頭には羊の頭を看板用にかかげておきながら、実際には犬の肉（狗は中国語で犬のことです）を売っていることを示しており、見掛けだけは立派だが、実質が伴わないことの例えです。中国の ISO はまさにこのような状況だと私は思っています。もう少し詳しく言うと冒頭でお話しした「モノ規格」は不整合だと国際的な取引が不可能になりますのでほぼ大丈夫と言えますが、「マネジメントシステム規格」はハッキリ言って信用するのはとても危険です。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

皆さんが中国企業と取引を始めようとされる際には必ずと言っていいほど ISO の認証を取得した旨が記された企業説明資料を見ることになると思います。特に品質マネジメントシステム（ISO 9001）を取得した企業は先に述べたように膨大な数になっています。きっと皆さんの中にはこの品質マネジメントシステム（ISO 9001）認定証を見られてこの企業の品質は大丈夫だとお感じになる方も多いのではと拝察します。でも実はここで注意が必要なのです、それはこの品質マネジメントシステム（ISO 9001）は品質そのものを保証しているわけではなく、その管理の方法を規定しているだけにすぎないからです。つまり、ISO 9001 を取得しているから品質が良いという理論は必ずしも成り立たないのが普通です。ISO 9001 を取得しているということはこの規格に基づいた管理ができているだけで、結果として品質が管理出来てよい製品が製造出来ると考えることは危険です。（ここで誤解のないようにしていただきたいのは ISO 9001 で規定された管理の本質をきちんと理解して実行されれば必ず品質は良くなります。つまり本質を理解できているかどうかということが重要なのです）しかも悪いことに皆様のような日本企業の方々は規格に基づいてまじめに管理を実施されるのが通例ですので ISO 9001 を取得しているから品質が良いという本来は若干矛盾のある理論が日本国内では成り立ってしまう場合がほとんどなのです。そのため多くの日本の方々は中国でもこの理論が成り立つと勘違いされてしまう場合が多いのです。そしてさらに事態を悪化させているのが中国ではこのような規格の認定証をお金で買うようなことも出来るということです。極端に言うと実際には管理ができていない会社でも ISO 規格認証を取得（購入）することが可能なのが実情なのです。私も幾度となく工場監査などに行きましたが、その際にまず驚かされたのが【品質方針は有りますか？】【貴社では PDCA をどのように活用されていますか？】といった基礎的な質問にでさえ、まともに答えられない企業が実際にあるのです。また、ISO を取得するためには必須と言える 5S（整理、整頓、清掃、清潔、躾　※日本では JIS8142-5603 で定義されています）も中国企業の現場を見ると徹底されていない場合があることは皆さんにもきっとご経験があるのではないかと思います。

第三章　狗肉（犬の肉）を買わないためには

では、このような中国企業の有する ISO 認証の真偽に関してはどのように対応したらよいのでしょうか？

1）　まずは自分の目で見る

前回もお話ししましたがまずは自分の目で現場を確認されることが最重要です。その際に ISO 認定書の有無は気にしなくていいです。先にも述べたように実際に品質管理ができているかどうかは現場を見ればすぐに判ります。5S の実施状況などは皆さんが見られれば一目瞭然です。間違っても

先方の会社説明資料や先方から提出のあった資料写真などを見て判断してはダメです。前回のコラムでも書きましたがここは【三現主義】を厳格に実行してください

2）　二番目は経営者の姿勢の確認です

実は品質管理にはお金がかかりますが、それを実行することで儲けを増やすことは一朝一夕にはいかないことは皆さんもよくご存じだと思います。つまり、品質管理は上手に実行できないと一見、金食い虫のように

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

見えてしまう側面が有ります（現実には決してそうではないのですが）。そこで確認すべきなのが中国企業の経営者の品質管理に関する考え方です。経営者が品質管理を軽視しているような会社とは決して付き合ってはいけません（残念ながらこのことは中国以外の国でも言えることです）。そんな会社との取引はさっさと諦めて別の会社を探すことを強くお勧めします。

3） 三番目は別会社による品質監査の実施です

実は中国には ISO の認証を手掛ける審査会社が山のようにあります。そのため、そのような会社間でお客様の奪い合いが発生しているのが実態です。なぜならば一度認証をするとその後は定期審査が必要となりますので審査会社にとっては定期収入が見込める魅力的な仕事になるわけです。このため先述のようにお金でどうにでもなってしまう会社や、審査が甘めになったりする審査会社が存在しています。

そこで有効なのが審査を実施した会社以外の会社での品質監査です。特に日本の皆さんは日本の期待している品質を良く理解している会社に依頼して取引を始める前に確認してもらうことが得策だと言えます。

★最後にご提案です。

今回の問題もお薦めの解決方法は中国にある弊社のような日本側の事情をよく理解した上で中国企業に対応できるコンサル管理会社を活用されることです。

弊社はお客様に代わって中国現地での【三現主義】を実行します。これにより品質がきちんと作り込めるような企業であるかを判断することが可能となります。もちろん、【経営者の品質管理姿勢確認】や【品質監査の代行】といった重要な確認、更には別の取引先を探すなどに関しても全面的なサポートが可能です。

また、定期的に日本にも出張しておりますので貴社の中国関連業務に関する日本でのお手伝いも可能です。ご相談は無料で承っておりますので、今回記したようなお悩みがある場合は下記のいずれかの方法でご連絡をいただければ幸いです。

会社名：北京博通行商務諮詢服務有限公司（きらぼし銀行上海現法提携先）
連絡先：総経理　福本　好成
Mail:fukumoto@hakutsukoh.com
TEL：+86-138-10466811（私の携帯ですので日本語対応です）
URL：http://bj-hakutsukoh.com/
所在地：中華人民共和国北京市朝陽区

以上、今回は中国企業が持つ国際規格に関して少々辛口な論評を記載させていただきましたが、いかがでしたでしょうか？少々、中国とお取引をされることを不安に思われた方も多いのではないかと心配しています、そこで

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

最終回は【メリットがいっぱい！中国企業と上手にお付き合いしよう】と題して中国とのお取引のコツをご説明していこうと考えておりますのでご期待ください。

以上

北京博通行コンサルティング　福本　好成

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

―セミナー・イベントのご案内―

＜『ベトナム企業経営者とのビジネス交流会』＞

【開催概要】

■日時： 2024 年 3 月 8 日（金） 日本時間 14:30～17:30

■会場： パシフィコ横浜 会議センター501 号室 横浜市西区みなとみらい1丁目11

■参加費： 無料

■定員：50 名程度 ※1 社につき 2 名迄／定員に達し次第締切

■対象：海外展開を検討している企業

ベトナム企業経営者とのビジネスネットワークを構築したいと考えている企業、個人企業家

■申込方法： 下記 URL より必要事項をご記載のうえ、お申し込みください。

https://forms.office.com/r/azmZPYrQcf

■申込締切： 2024 年 3 月 2 日（金）

■主催：独立行政法人国際協力機構（JICA）

共催：ベトナム日本人材開発インスティチュート(VJCC)

後援：神奈川県、横浜市、公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）、きらぼし銀行

■プログラム：

第一部（14:30 ～15:30）

セミナー「JICA 横浜におけるビジネス交流支援（仮）」

「中小企業の海外事業経営モデルの変化（仮）」

第二部（15:30 ～17:00）

「ベトナム企業による展示交流会」（自由交流、ベトナム語逐次通訳複数配置）

※ベトナム（ハノイ）企業経営者各社が企業紹介ポスターや自社製品をもとに企業紹介を行います。

第三部（17:00 ～18:00）

個別面談（希望者のみ）

※第二部で自由交流いただけますが、さらに詳しく商談したい方にお席と通訳をご用意します。

※通訳配置に限りがあるため、事前申込を推奨しますが、当日のお申し出も受付けます。

■お問合せ先：

株式会社ドリームインキュベータ（JICA 研修事業受託機関）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 4F・6F（受付 6F）

TEL: 03-5532-3200

FAX: 03-5532-3201

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

きらぼし銀行　海外ビジネスサポートネットワーク

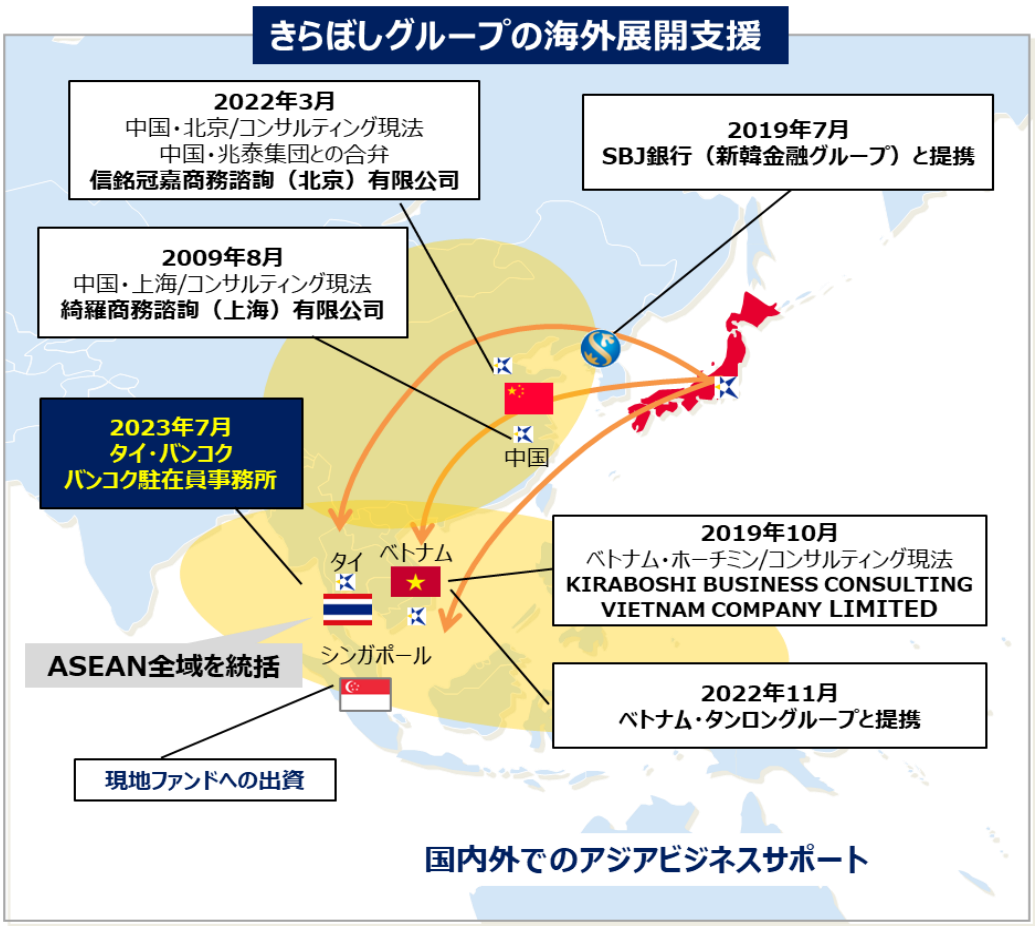

きらぼし銀行海外 4 拠点の概要

上海：綺羅商務諮詢（上海）有限公司 《きらぼし上海》	
住　所	中華人民共和国上海市黄浦区淮海中路918号久事復興大厦24－C1室
ウェブサイト	http://www.kiraboshi-bc.com.cn/
北京：信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司 《北京合弁会社》	
住　所	中華人民共和国北京市大興区金盛大街二号院五号楼1階101－32
ホーチミン：KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED 《きらぼしベトナム》	
住　所	Unit 6A Level 6, Saigon Centre, Tower 1, 65 Le Loi, Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, VIETNAM（サイゴンセンター6 階）
ウェブサイト	https://kiraboshi-bc.com.vn/
タイ：Kiraboshi Bank, Ltd., Bangkok Representative Office 《きらぼし銀行　バンコク駐在員事務所》	
住　所	689 Bhiraj Tower at EmQuartier,Unit 3065, Level 30, Sukhumvit Road, Khlong Tan Nuea Subdistrict, Watthana District, Bangkok 10110, Thailand

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

業務提携先

《海外提携銀行》

タイ・・・・・・・・・・	カシコン銀行	インド・・・・・・	インドステイト銀行
ベトナム・・・・・・	ベトナム投資開発銀行	フィリピン・・・	メトロポリタン銀行
インドネシア・・・	バンク・ネガラ・インドネシア	韓国・・・・・・・	SBJ 銀行

《提携行政機関》

独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人国際協力機構、株式会社日本貿易保険

海外ファンドを通じたサポート

取引先の海外バイアウトやアライアンスのニーズに対応すべく、海外現地ファンドへの LP 出資や GP への人員派遣を実施しています。

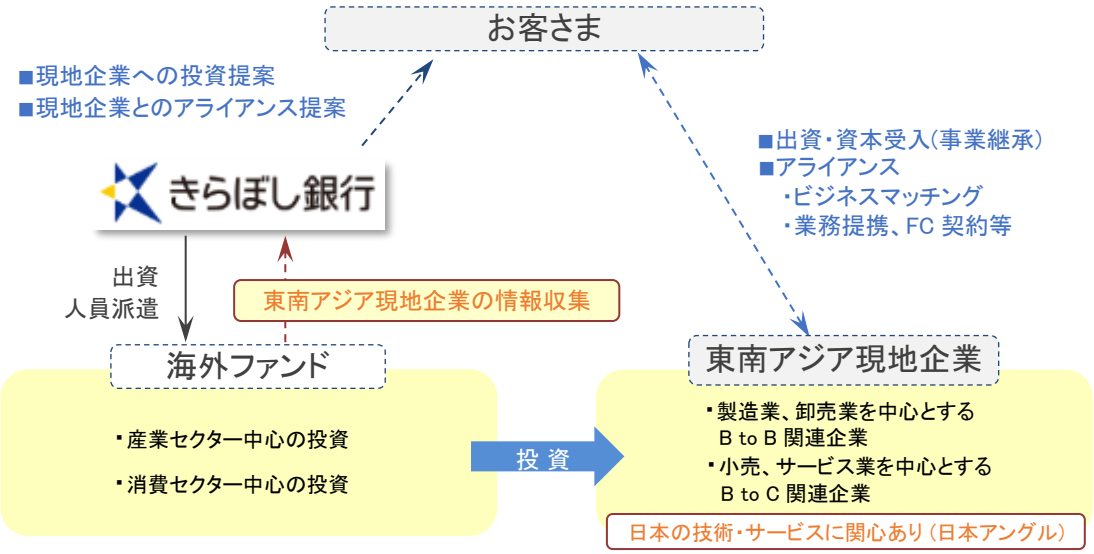

お問い合わせ

きらぼし銀行　海外戦略部

- 電　話・・・・・・・・・　03-6447-5828
- E-mail ・・・・・・・・・ i580@kiraboshibank.co.jp
- 担　当・・・・・・・・・　吉田、児玉、木村、武

【２０２４年２月現在】

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。